

第15回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月23日(金曜日)午前10時00分
(受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
6階(ホール6A)
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第15回定時株主総会招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限
付株式の割り当てのため
の報酬支給の件

(証券コード 6072)

2023年6月6日

(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株主各位

東京都新宿区新宿5丁目2番3号
地盤ネットホールディングス株式会社
代表取締役社長 新美 輝夫

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://jiban-holdings.jp/>



上記ウェブサイトへアクセスして、「IRニュース」「第15回定時株主総会招集ご通知」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、『銘柄名(会社名)』に「地盤ネットホールディングス」又は証券コード「6072」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦欄書類/PR情報」の順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、あらかじめ書面(郵送)又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日(木曜日)午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時00分(受付開始午前9時30分)
2. 場所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階(ホール6A)
3. 目的事項
報告事項 1. 第15期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役1名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割り当てのための報酬支給の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社の定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。各議案について、議決権行使書面に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会終了後、同会場にて、当社の経営計画、事業等について直接皆様にご説明申し上げたく、事業説明会の開催を予定しておりますので、株主様にはぜひご出席賜りますようご案内申し上げます。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合	株主総会にご出席いただけない場合	
 <p>同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時 2023年6月23日（金曜日） 午前10時00分</p>	<p>郵送</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p>行使期限 2023年6月22日（木曜日） 午後6時30分到着分まで</p>	<p>インターネット</p>  <p>当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。</p> <p>行使期限 2023年6月22日（木曜日） 午後6時30分まで</p>

議決権行使書のご記入方法のご案内

●こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書
御中
株主総会日
議決権の数
X X 席
X X X X 年 X X 月 X X 日

議決権の数	X X 席
-------	-------

1. _____
2. _____

ログイン用 QR コード
見本 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

第1、2、3号議案

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

書面（郵送）および磁気的方法の両方で議決権行使をされた場合は、磁気的方法による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、磁気的方法により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

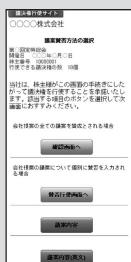
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

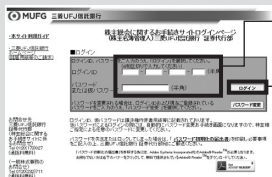
2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

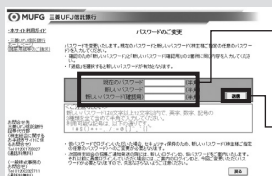
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 受付時間／午前9時～午後9時
通話料無料

事業報告

〔2022年4月1日から〕
〔2023年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化に向けた動きが見られたものの、世界的な資源・原材料価格の高騰による物価上昇や不安定な為替相場など、依然として先行き不透明な状況となっております。

当社グループの主要な事業領域である国内の住宅市場においては、新設住宅着工戸数（※1）の合計は392,453戸（前年同期比7.7%減）となりました。持家の着工戸数は248,132戸（前年同期比11.8%減）、分譲住宅（一戸建て）の着工戸数は144,321戸（前年同期比0.1%増）となっております。

これらの環境において、当社グループは、前連結会計年度より、従来の戸建住宅事業者を中心とした事業展開から事業領域を拡大すべく、戸建以外・非住宅事業者へBIM（※2）サービスの提供を始めておりましたが、この流れを加速させるため組織変更を行い、専門部署を設置しました。さらに、BIMを活用した3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRだけでなく、BIMモデリング業務の提供も開始しました。12月には株式会社GLD-LAB.（株式会社タカショー100%子会社）とBIMで制作した3DパースやVR動画を外構デザインや庭空間デザインと融合させる事を目的に、BIM及びXR分野における包括的業務提携を締結しました。

BIMの生産拠点であるJIBANNET ASIA CO., LTD.においては、生産性と品質の向上、技術力向上のための組織体制の変更と強化、オペレーターの増員のための拠点拡大を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,308,364千円（前年同期比4.1%増）、営業利益は108,577千円（前年同期は営業損失29,729千円）、経常利益は101,972千円（前年同期は経常損失28,715千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は73,284千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失46,639千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、従来の「地盤関連事業」の単一セグメントから「地盤事業」、「BIM Solution事業」、「JIBANGO事業」の3区分のセグメントに変更しており、前年同期比については、変更後の区分に組み替えた数値で算出しております。

報告セグメントと各サービスの関係

報告セグメント	サービス
地盤事業	地盤解析サービス
	地盤調査サービス
	部分転圧工事サービス
	その他サービス ※
BIM Solution事業	BIM/BCPOサービス ※
JIBANGOO事業	住宅関連サービス

※前連結会計年度まで「BIM/BCPOサービス」は「その他サービス」に含めておりました。

<地盤事業>

地盤事業においては、BIM Solution事業との相乗効果により既存顧客との関係強化、新規取引先の開拓を行いました。住宅市場が前年同期比で減少しておりますが、売上高は前年同期比で増加しております。また、保険契約条件の見直しによる原価低減により利益は前年同期比で増加しております。

この結果、売上高は1,729,960千円（前年同期比2.8%増）、セグメント利益225,885千円（前年同期比94.2%増）となりました。

<BIM Solution事業>

BIM Solution事業においては、BIMを活用した3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRを既存の戸建事業者に加え、戸建以外・非住宅事業者への拡販を行いました。また、建設業界のBIM導入支援を本格化するため、BIM導入を検討する企業の案件に対応する体制整備をし、BIMモデリング業務の請負を開始しております。

この結果、売上高は271,771千円（前年同期比36.7%増）、セグメント利益68,004千円（前年同期比38.5%増）となりました。

<JIBANGOO事業>

JIBANGOO事業においては、地盤の良い埼玉県飯能市で建築していた郊外で災害リスクを減らし安全安心な豊かな暮らしを実感していただくためのコンセプトを実現した住宅の引渡が完了しました。この事例を活用し、完成見学会の実施や、各種地盤調査、耐震設計、設計図と完成時のギャップを解消するためのBIMを活用した3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VR等の当社グループの各サービスを総合的に提供する事で実現できる、地盤から考える安全安心な豊かな暮らしのための家づくりを当社グループの提携事業者と一緒に提唱してまいりました。

この結果、売上高は334,650千円（前年同期比5.8%減）、セグメント損失36,762千円（前年同期はセグメント損失48,433千円）となりました。

- (※1) 国土交通省「建築着工統計調査報告」より、当社グループの事業領域である持家、分譲住宅（一戸建て）の戸数を合算して、新設住宅着工戸数としております。
- (※2) BIM：Building Information Modeling
コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム。

(2) 資金調達等の状況

① 資金調達

特に記載すべき重要な資金調達はありません。

② 設備投資

当連結会計年度におきましては、基幹システム改修18,277千円の投資をしております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2020年3月期)	第13期 (2021年3月期)	第14期 (2022年3月期)	第15期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	2,398,144	1,989,794	2,216,980	2,308,364
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	38,595	87,888	△29,729	108,577
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	44,958	91,684	△28,715	101,972
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△108,052	△33,943	△46,639	73,284
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△4.74	△1.49	△2.04	3.21
純 資 産 (千円)	1,301,363	1,278,091	1,240,233	1,321,937
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	56.95	55.97	54.32	57.92
総 資 産 (千円)	1,662,724	1,717,289	1,760,339	1,829,639

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

2. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

2008年の創業以来、「“生活者の不利益解消”という正義を貫き、安心で豊かな暮らしの創造を目指します」という経営理念の下、地盤改良工事を行わない地盤解析専門会社として、地盤セカンドオピニオン®から事業をスタートし、住宅事業者へ地盤調査・地盤解析サービスの提供を行ってまいりました。また、地盤情報を見える化した、地盤安心マップ®、地盤カルテ®の提供や新築住宅の設計施工及びリフォーム施工といった個人のお客様へのサービスも展開してまいりました。

創業から2015年頃までは、売上・利益も順調に伸びておりましたが、その後は競合他社の影響による平均販売単価の下落により売上・利益が減少し事業が低迷しておりました。

今後、国内住宅市場は、少子高齢化により緩やかに縮小していくことが予想されます。当社の継続的な事業発展のためには、高付加価値のサービスの提供と新たな事業の展開、これらを遂行するための組織体制の強化が必要であると考へ、2020年よりこれらの課題に取り組み、今後の成長のための新たな事業としてのBIMサービスの提供開始と組織体制の基礎を整えることができました。今後は、BIMサービス事業の拡大のための取り組みと組織体制の更なる強化が課題であると認識しております。

従来、戸建住宅事業者との取引は、仕入・建築部署を窓口とした地盤関連サービスのみでありましたが、BIMを活用した3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRの提供開始により、新たに設計・販売部署との取引が生まれたことで一社あたりの取引量が拡大するとともに、戸建住宅事業者だけではなく、ゼネコン、設計事務所、不動産ディベロッパー等、これまでは取引ができなかった事業者との取引も始まっております。

当社グループがマーケットとしていた戸建住宅領域から、マーケットを再定義し、新たな領域における取引先の拡大が課題と認識しております。

新築住宅建築において、地盤調査は法的に義務付けられているため、戸建住宅事業者は必要性を認識しておりますが、個人のお客様（施主様）には、地盤調査の価値や必要性をまだ十分に認識していただけているとは言えません。

当社グループが個人のお客様向けに提供している「地盤カルテ®PLUS」及び「地盤セカンドオピニオン®ForYOU」は、地盤の良し悪しを判断するための解析結果のみを提供するサービスであったため、解析結果に対して当社グループがどう関わっていくかが課題でしたが、当社グループの経営理念に賛同し、当社グループの地盤解析技術及び業務品質の高さを認識頂いているお取引先・協力会社へ個人のお客様を紹介することで、安全安心な家づくりにおいて家の完成まで関わる仕組みを構築いたしました。これにより、新たな事業として、お取引先・協力会社より紹介手数料を頂く紹介ビジネスを開始しております。また、個人のお客様に地盤調査の価値や必要性を認識して頂くための普及活動が課題であると認識し、広報部門の強化を行い、普及活動にも取り組んでまいります。

BIMによる建築・設計業務は、設計から竣工後のファシリティマネジメントまで可能ですが、現在、当社グループが提供しているBIMサービスは、3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRを活用したプレゼンテーションの分野が中心でBIMによる意匠設計、構造設計は少数となっております。当社グループの事業拡大のためには、戸建住宅市場にとどまらず、意匠設計、構造設計といったレベルの高いBIMサービスの提供で、ビル・商業施設等の大型物件の非住宅建築の市場へ拡大していくことが必要であり、それらを実現するためには、BIMに関する研究開発の継続、日本およびベトナム・ダナンBCPOセンターにおけるオペレーターの確保と技術力の向上が課題と認識しております。

従来の地盤調査・解析では予見困難な自然災害が近年多発しており、各種災害へのリスク対応が課題と認識しております。見えない地盤の中をどう見える化するか、自然災害リスクをどう解析に反映させるか、地盤情報を見える化した地盤安心マップ®PROと気象・自然災害データの取り込みのための研究開発、解析技術・品質向上のためのマニュアルのアップデートを行ってまいります。

地盤関連業界を含む建築業界は、他の業界と比較してIT化が進んでいないのが現状ですが、当社グループは2015年に当社グループとお取引先・協力会社がWEB上で相互に利用でき、物件の工程進捗を個別に管理できるシステムを構築いたしました。このシステムは多くのお取引先・協力会社に利用いただいております。また、地盤に関する膨大なデータも蓄積されております。今後は最新のテクノロジーを取り入れ、いつでも・どこでも・誰でも情報にアクセスできるシステム開発による、収益化を目指したシステム利用とデータ活用への取り組みが課題と認識しております。

当社グループの持続的な事業発展と企業価値向上には上記課題へ取り組みが必要ですが、経営体制・組織体制において、現状、基礎を整えた状態であり、この体制を安定運用するためのガバナンス強化が必要であると認識しております。ガバナンス強化と同時に、従業員の能力や知識を高め人材価値を最大限に引き出すことで企業の価値向上を目指す「人的資本経営」に取り組む事も必要であると認識しております。

(6) 主要な事業内容

① 地盤事業

i 地盤解析サービス

工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。

ii 地盤調査サービス

工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提供しております。

iii 部分転圧工事サービス

部分転圧工事とは、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める地業工事の一種であります。地盤改良工事に比べ環境にやさしく安価で実施できるため、費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。

② BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVR等の各種BIMデータを作成・提供しております。

③ JIBANGO事業

住宅の新築又は増改築の設計、施工および不動産の販売。

(7) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所

当 社	本 社	東京都新宿区新宿5丁目2番3号 MRCビル4F
-----	-----	-------------------------

子会社	国 内	地盤ネット株式会社（本社：東京都新宿区、北海道支社、中部支社、関西支社、九州支社）
	海 外	JIBANNET ASIA CO., LTD.（ベトナム：ダナン市）

② 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国 内	56名（5名）	9名減（－）
海 外	111名（－）	6名増（－）
合 計	167名（5名）	3名減（－）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
地 盤 ネット 株 式 会 社	308百万円	100%	地盤事業 BIM Solution事業 JIBANGOO事業
JIBANNET ASIA CO., LTD.	2,100百万ベトナムドン	100%	業務受託

（注）Jibannet Reinsurance Inc.は2023年2月に清算終了しました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
地盤ネット株式会社	東京都新宿区新宿5丁目2番3号 MRCビル5F	1,323百万円	1,229百万円

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	100,000 千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 78,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,148,000株 |
| (3) 株主数 | 10,268名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
山 本 強	6,000,000株	26.29%
HOUSEEPO PTE. LTD. (山本強氏の出資会社)	4,800,000株	21.03%
上田八木短資株式会社	470,700株	2.06%
株式会社SBI証券	216,390株	0.95%
JPモルガン証券株式会社	148,600株	0.65%
マネックス証券株式会社	121,945株	0.53%
栗 林 大 佑	100,000株	0.44%
林 秀 明	93,300株	0.41%
松 木 大 輔	90,800株	0.40%
GMOクリック証券株式会社	87,400株	0.38%

- (注) 1. 当社は、自己株式を326,170株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(326,170株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新 美 輝 夫	
取 締 役 会 長	山 本 強	HOUSEEPO PTE. LTD. DIRECTOR 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構 代表理事
取 締 役	玉 城 均	JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR
取 締 役	杉 山 全 功	(注) 1. 株式会社ACSL 社外取締役 株式会社Kaizen Platform 社外取締役
常 勤 監 査 役	角 田 正 英	(注) 2. 地盤ネット株式会社 常勤監査役
監 査 役	松 木 大 輔	(注) 2. 3. 松木法律事務所 代表
監 査 役	伊 藤 耕 一 郎	(注) 2. 3. モイ株式会社 監査役 株式会社いい生活 社外取締役 (監査等委員) 大和証券オフィス投資法人 監督役員 伊藤国際会計事務所 代表

- (注) 1. 杉山全功氏は社外取締役であります。
2. 角田正英氏、松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 松木大輔氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役 伊藤耕一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 伊東洋一氏は、2022年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役及び当社グループ会社役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等について

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等は固定報酬と業績連動報酬並びに株式報酬で構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。なお、社外取締役については、その職掌範囲に鑑みて、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬等については、2021年3月10日開催の取締役会において、任意の機関として設置した役員報酬委員会で、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責、貢献度及び会社の実績等を勘案して審議し、取締役会で決定しております。役員報酬委員会は、代表取締役社長である新美輝夫、取締役会長である山本強、社外取締役である杉山全功の3名で構成されております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	55,860 (3,360)	55,860 (3,360)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計	67,860 (15,360)	67,860 (15,360)	— (—)	— (—)	8 (4)

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	杉山 全功	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外監査役	角田 正英	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松木 大輔	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	伊藤耕一郎	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の連結子会社の計算書類監査の状況

当社の連結子会社である JIBANNET ASIA CO., LTD. 及び Jibannet Reinsurance Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓発、教育活動を推進する。
- ② 「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置して監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ③ 監査役は、公正不偏の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。

監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。

- ④ 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。

又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役に報告する。

- ⑤ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役は、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ② 企業機密情報については、「文書取扱規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、管理本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として全社的な対策を検討する。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 前各号における施策は、当社グループの業務の適正と効率化を確保するため、グループ各社の全てを網羅的・総括的に捉えて構築する。
- ② 事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前協議及び報告を求める。
- ③ グループ各社は、「関係会社管理規程」に基づき、業績及び財務の状況については定期的に、その他重要な事項については都度遅滞なく報告する。
- ④ 内部監査人は、必要に応じてグループ各社を監査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役からの指示の実効性を確保する。又、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役からの独立性を確保する。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ② 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- ③ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ④ 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査部及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、「経理規程」を整備し財務報告において不正誤謬が発生するリスクを管理し、必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度の当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役は、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。また、当社代表取締役との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制評価を実施しております。
- ④ 三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携を強化し、不祥事等の未然防止のための定期的な会議を開催しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,695,401	流動負債	296,683
現金及び預金	1,071,881	支払手形及び買掛金	77,080
売掛金	287,253	工事未払金	8,760
電子記録債権	40,017	短期借入金	4,166
商品	9,202	未払金	49,062
未成工事支出金	11,643	未払法人税等	37,619
仕掛品	3,088	賞与引当金	25,002
貯蔵品	468	その他	94,991
前払費用	61,070		
未収入金	158,246	固定負債	211,018
その他	74,588	長期借入金	155,834
貸倒引当金	△22,058	損害補償引当金	55,184
		負債合計	507,701
固定資産	134,238	(純資産の部)	
有形固定資産	24,363	株主資本	1,309,804
建物及び構築物	8,284	資本金	491,162
機械装置及び運搬具	9,840	資本剰余金	24,740
その他	57,186	利益剰余金	859,524
減価却累計額及び減損損失累計額	△50,946	自己株式	△65,622
無形固定資産	47,808		
ソフトウェア	34,032	その他の包括利益累計額	12,133
ソフトウェア仮勘定のれん	11,320	為替換算調整勘定	12,133
その他	1,689		
その他	766		
投資その他の資産	62,065		
長期貸付金	7,612		
繰延税金資産	25,472		
その他	29,321		
貸倒引当金	△340		
		純資産合計	1,321,937
資産合計	1,829,639	負債・純資産合計	1,829,639

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2022年4月1日から
2023年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,308,364
売上原価		1,379,032
売上総利益		929,332
販売費及び一般管理費		820,754
営業利益		108,577
営業外収益		
受取利息	465	
未払配当金除斥益	153	
保険解約返戻金	329	
その他の	3,007	3,955
営業外費用		
為替差損	9,385	
その他の	1,174	10,559
経常利益		101,972
特別利益		
固定資産売却益	322	322
特別損失		
固定資産売却損	448	
投資有価証券評価損	3,029	3,477
税金等調整前当期純利益		98,817
法人税、住民税及び事業税	36,474	
過年度法人税等	12,390	
法人税等調整額	△23,333	25,532
当期純利益		73,284
親会社株主に帰属する当期純利益		73,284

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2022年4月1日から
2023年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	491,162	24,740	786,240	△65,622	1,236,520
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	73,284	-	73,284
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	73,284	△0	73,284
当連結会計年度末残高	491,162	24,740	859,524	△65,622	1,309,804

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	3,713	3,713	1,240,233
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	73,284
自己株式の取得	-	-	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	8,420	8,420	8,420
連結会計年度中の変動額合計	8,420	8,420	81,704
当連結会計年度末残高	12,133	12,133	1,321,937

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 地盤ネット株式会社

JIBANNET ASIA CO., LTD.

Jibannet Reinsurance Inc.は清算したため、連結の範囲から除外しております。ただし、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構

(連結の範囲から除いた理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社の数及び名称

持分法非適用の非連結子会社の数 1社

持分法非適用の非連結子会社の名称 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構

(持分法を適用しない理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名

決算日

JIBANNET ASIA CO., LTD. 12月31日

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 8～15年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 6 年

② 無形固定資産……………定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5 年

の れ ん 5～10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 損 害 補 償 引 当 金……………当連結会計年度末における地盤品質補償引受けに係る期待損失について客観的データに基づき合理的な見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 地盤事業

i 地盤解析サービス

顧客からの依頼に基づき住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しており、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

ii 地盤調査サービス

顧客からの依頼に基づき地盤調査を行い、顧客へ地盤調査報告書を提供しており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

iii 部分転圧工事サービス

地盤調査・解析した結果、局所的な軟弱箇所が確認された地盤については部分転圧工事を提案しており、顧客からの依頼を受け、部分転圧工事を施工し、施工後に地盤の再調査を行い、軟弱箇所の補強が確認できたものについて再調査分の地盤調査報告書の提供をしており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

② BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVRの販売を行っており、顧客からの依頼を受け、各種BIMデータを作成・提供しております。当該データを顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

③ JIBANGOO事業

住宅の新築又は増改築の設計、施工、不動産の販売を行っており、顧客への引渡又は顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産	……在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日
または負債の本邦通貨	の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び
への換算の基準	費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算
	差額は純資産の部における為替換算調整勘定に
	含めております。

II 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 25,472千円

※上記は、納税主体ごとに相殺した純額です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画の主要な仮定は、売上予測であります。売上予測は、新設住宅着工戸数やその他不動産市況、受注見込に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 損害補償引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

損害補償引当金 55,184千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、地盤解析サービスにおいて、地盤品質証明書を提供しており、地盤品質証明書を発行した住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、地盤修復工事費用及び住宅の損害等を補償します。また、当該補償に備え、保険会社と保険契約を締結しております。

損害補償引当金は、地震リスク分析に基づく期待損失や過去の実績等の客観的データ及び保険契約の内容に基づき合理的な見積額を計上しておりますが、地震リスクの変動や保険内容の見直し等により見積額が変動するため、不確実性を伴っており、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	23,148,000	—	—	23,148,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

無配のため該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、長期貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等及び長期貸付金については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の年齢及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	12,482	12,482	—
資 産 計	12,482	12,482	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	160,000	158,604	△1,395
負 債 計	160,000	158,604	△1,395

※ 「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「工事未払金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,071,881	—	—	—
売掛金	287,253	—	—	—
電子記録債権	40,017	—	—	—
未収入金	158,246	—	—	—
長期貸付金	4,870	5,611	2,001	—
合 計	1,562,268	5,611	2,001	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	4,166	79,992	75,842	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	－	12,482	－	12,482
資 産 計	－	12,482	－	12,482
長期借入金 (1年内返済予定含む)	－	158,604	－	158,604
負 債 計	－	158,604	－	158,604

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金（1年内回収予定含む）

長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレットを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	地盤事業	BIM Solution 事業	JIBANGOO 事業	合計
一時点で移転される財及びサービス	1,701,942	271,771	334,650	2,308,364
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	—	—	—
合計	1,701,942	271,771	334,650	2,308,364

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 地盤事業

i 地盤解析サービス

顧客からの依頼に基づき住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しており、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

ii 地盤調査サービス

顧客からの依頼に基づき地盤調査を行い、顧客へ地盤調査報告書を提供しており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

iii 部分転圧工事サービス

地盤調査・解析した結果、局所的な軟弱箇所が確認された地盤については部分転圧工事を提案しており、顧客からの依頼を受け、部分転圧工事を施工し、施工後に地盤の再調査を行い、軟弱箇所の補強が確認できたものについて再調査分の地盤調査報告書の提供をしており、地盤調査報告書の提供が完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

② BIM Solution事業

BIMを活用したモデリング業務・3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画やVRの販売を行っており、顧客からの依頼を受け、各種BIMデータを作成・提供しております。当該データを顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

③ JIBANGO事業

住宅の新築又は増改築の設計、施工、不動産の販売を行っており、顧客への引渡又は顧客が検収した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、履行義務を充足したと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

なお、いずれの事業においても、売上高は顧客との契約において約束された対価から売上引等を控除した金額で測定しております。取引対価は、通常、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
未成工事受入金（期首残高）	89,036
未成工事受入金（期末残高）	—
前受金（期首残高）	23,122
前受金（期末残高）	32,471

契約負債は履行義務の充足前に顧客から受け取った対価であり、このうち、前受金は連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の未成工事受入金及び前受金残高に含まれていたものは未成工事受入金89,036千円と前受金22,754千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

全て当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

Ⅶ	1 株当たり情報に関する注記	
	1 株当たり純資産額	57円92銭
	1 株当たり当期純利益	3円21銭
Ⅷ	重要な後発事象に関する注記	
	該当事項はありません。	

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	389,315	流動負債	51,787
現金及び預金	276,839	短期借入金	4,166
売掛金	36,284	未払金	18,475
前払費用	21,014	未払費用	2,271
立替金	5,512	未払法人税等	14,710
短期貸付金	52,543	預り金	1,578
その他	2,059	賞与引当金	4,297
貸倒引当金	△4,938	その他	6,288
固定資産	840,212	固定負債	95,834
有形固定資産	6,297	長期借入金	95,834
建物	4,108		
工具、器具及び備品	15,217		
減価償却累計額	△13,028	負債合計	147,621
無形固定資産	45,133	(純資産の部)	
特許権	691	株主資本	1,081,907
ソフトウェア	31,357	資本金	491,162
ソフトウェア仮勘定のれん	11,320	資本剰余金	24,740
その他	1,689	資本準備金	19,300
	75	その他資本剰余金	5,440
投資その他の資産	788,781	自己株式処分差益	5,440
関係会社株式	773,136	利益剰余金	631,626
破産更生債権等	340	利益準備金	45,523
繰延税金資産	3,529	その他利益剰余金	586,103
その他	12,115	繰越利益剰余金	586,103
貸倒引当金	△340	自己株式	△65,622
		純資産合計	1,081,907
資産合計	1,229,528	負債・純資産合計	1,229,528

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔2022年4月1日から
2023年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		333,608
売 上 総 利 益		333,608
販売費及び一般管理費		279,901
営 業 利 益		53,706
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	876	
未 払 配 当 金 除 斥 益	153	
保 険 解 約 返 戻 金	329	
そ の 他	120	1,478
経 常 利 益		55,184
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,029	3,029
税 引 前 当 期 純 利 益		52,155
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,694	
法 人 税 等 調 整 額	△1,390	17,304
当 期 純 利 益		34,851

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2022年4月1日から〕
〔2023年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合計	利益準備金
当 期 首 残 高	491,162	19,300	5,440	24,740	45,523
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	491,162	19,300	5,440	24,740	45,523

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	551,252	596,775	△65,622	1,047,056	1,047,056
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	34,851	34,851	-	34,851	34,851
自己株式の取得	-	-	△0	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	34,851	34,851	△0	34,850	34,850
当 期 末 残 高	586,103	631,626	△65,622	1,081,907	1,081,907

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式……移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券……市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……定率法

(リース資産除く)

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 8～15年

工 具、器 具 及 び 備 品 3～6年

(2) 無 形 固 定 資 産……定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

特 許 権 10年

ソ フ ト ウ ェ ア (自 社 利 用 分) 5年

の れ ん 10年

(3) リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益の主な内容は、子会社に対する経営指導料及び業務受託料となります。経営指導料及び業務受託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

II 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,529千円

※繰延税金負債と相殺した結果、貸借対照表上は繰延税金資産を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画の主要な仮定は、売上予測であります。売上予測は、新設住宅着工戸数やその他不動産市況、受注見込に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	87,925千円
短期金銭債務	85千円

Ⅴ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	333,608千円
営業費用	1,326千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	486千円
-------	-------

Ⅵ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	326,170株
------	----------

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	489千円
貸倒引当金	1,616千円
賞与引当金	1,315千円
関係会社株式	10,254千円
株式報酬費用	2,030千円
その他	1,243千円

繰延税金資産小計 16,950千円

評価性引当額 △12,903千円

繰延税金資産合計 4,046千円

繰延税金負債

のれん 517千円

繰延税金負債合計 517千円

繰延税金資産の純額 3,529千円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	地盤ネット(株)	所有 直接 100%	役員の兼 任、業 務受託、建 物・シス テムの賃 貸	経営指導料 (注1)	204,064	売掛金	36,284
				業務受託料 (注2)	84,000		
				システム 使用料 (注3)	36,000		
				事務所賃貸 (注4)	9,543		
				資金の貸付 (注5)	80,000	短期貸付金	—
				資金の回収 (注5)	160,000		
				利息の受取 (注5)	334	流動資産 [その他]	—
	JIBANNET ASIA CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼 任、業 務委託	資金の貸付 (注5)	50,000	短期貸付金	50,000
				利息の受取 (注5)	151	流動資産 [その他]	151

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料は、売上に基づいて合理的に算出しております。
(注2) 業務受託料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。
(注3) システム使用料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。
(注4) 事務所賃貸は、実面積に基づいて算出しております。
(注5) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

Ⅸ 収益認識に関する注記

当社の収益の主な内容は、子会社に対する経営指導料及び業務受託料となります。経営指導料及び業務受託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

なお、通常、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

X 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	47円41銭
1株当たり当期純利益	1円53銭

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

地盤ネットホールディングス株式会社
取締役 会 御中

應 和 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 田 昌 輝
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 土 居 靖 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

地盤ネットホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

應 和 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 田 昌 輝
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 土 居 靖 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

地盤ネットホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）角 田 正 英

社外監査役 松 木 大 輔

社外監査役 伊 藤 耕 一 郎

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役会長山本強氏が辞任により退任いたします。つきましては、経営基盤の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
渡辺 可奈子 <small>わたなべ かなこ</small> (1970年7月17日生)	1989年4月 防衛庁(現 防衛省) 入庁	※ 1,361株
	2005年11月 株式会社ジャパンフットサルコート入社 人事部長	
	2009年6月 株式会社アキュラホーム(現 株式会社AQ Group) 入社	
	2011年3月 同社 人事課長	
	2014年10月 当社 入社 人事総務部長	
	2015年7月 株式会社リペアワークス 入社 管理部長	
	2016年7月 株式会社バーンホールディングス(現 株式会社キャンディル) 入社	
	2016年10月 同社 人事部長	
	2019年10月 同社 執行役員 人事部長	
	2021年9月 当社 入社 執行役員 人事総務部長就任 (現任)	
2023年1月 JIBANNET ASIA CO., LTD. DIRECTOR (人事担当) (現任)		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 渡辺可奈子氏を取締役候補者とした理由は、組織戦略・人事戦略の企画の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後は取締役として、人的資本経営を含め、当社グループ全体の経営基盤強化の確立と中長期的な成長及び企業価値向上を實踐できるものと判断し候補者としております。
- ※ 取締役候補者渡辺可奈子氏の保有する当社株式は、地盤ネット従業員持株会を通じての保有分であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役角田正英氏が辞任により退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、小澤宏之氏は角田正英氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
おざわ ひろゆき 小澤 宏之 (1952年9月24日生)	1977年4月 日榮住宅資材株式会社（現ナイス株式会社）入社 1998年1月 株式会社プラザクリエイト 入社 経理部長、取締役管理本部長 歴任 2008年9月 株式会社博展 入社 管理部長、取締役管理本部長、監査役 歴任 2012年7月 株式会社アネットワークス 入社 管理本部長、取締役、監査役 歴任 2014年6月 当社 監査役就任 2016年2月 株式会社グッドサイクルシステム 監査役就任（現任）	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小澤宏之氏は社外監査役候補者であります。
 なお小澤宏之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が、監査役に就任した場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 小澤宏之氏を社外監査役候補者とした理由は、上場会社の取締役及び監査役を歴任された豊富な経験と内部統制、法令順守に関する幅広い知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し候補者としております。
4. 小澤宏之氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
5. 小澤宏之氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 小澤宏之氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

7. 当社は社外監査役として有能な人材を迎え入れることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者小澤宏之氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(ご参考) スキルマトリックス

地盤ネットグループの持続可能成長と中長期的な企業価値向上のため取締役会及び監査役会が備えるべきスキルを以下の企業経営の基本スキルとし、当社が必要とする豊富な経験、高度な専門性・能力を有する取締役・監査役に相応しい人物により構成することとしております。

第1号議案及び第2号議案が原案のとおり承認可決された場合、各取締役及び監査役のスキルは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	グローバルビジネス	ガバナンス・リスク管理・法務	財務会計	組織人事戦略	ブランディング	サステナビリティ
新美 輝夫	○		○	○	○		○
玉城 均	○	○	○	○	○		○
渡辺 可奈子			○		○		○
杉山 全功	○		○	○	○	○	○
小澤 宏之			○	○			
松木 大輔			○				
伊藤 耕一郎		○	○	○			

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割り当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2013年6月26日開催の第5回定時株主総会において、年額300,000千円以内とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割り当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、本株主総会で第1号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく4名（うち社外取締役1名）となります。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年100,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役が割当てを受ける譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとし、

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとし、

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年3月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告『4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等について』に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50,000千円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年100,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.43%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

（ご参考）

2017年6月26日開催の第9回定時株主総会でご承認いただいております譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠につきましては、2018年3月期事業年度から2020年3月期事業年度の中期経営計画目標の達成を目的として導入しており、同事業年度をもって終了しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷八幡町 8 番地

TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
6階（ホール6A）



(交通のご案内)

■「市ヶ谷駅」

徒歩 2分 (JR総武線)

7番出口 徒歩 1分 (東京メトロ南北線／有楽町線)

4番出口 徒歩 4分 (都営新宿線)

※A4出口ではございませんのでご注意ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。